

介護用品借用申請書

年 月 日

社会福祉法人

海南市社会福祉協議会会長 様

住所

(申請者) 氏名

印

電話

私は、下記のとおり借用したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

利用者氏名	住所	生年月日	申請者との続柄
貸与品目	車イス 台		
貸与期間 (貸与日から30日以内)	(貸与日) 年 月 日 ~	(返還期限日) 年 月 日	
返却予定日	年 月 日		

要介護認定該当	(有 ・ 無)
傷病等の状況	要介護認定に該当する場合は、要介護度 (要支援 ・ 要介護)

(社協記入欄)

添付資料：介護保険被保険者証の写し
身体障害者手帳の写し
その他 ()

貸与例：_____に該当

貸 与： 可・否

貸与機種： 自・介 -

申請受付者印	係印
年 月 日	

貸与者印	受取者印
年 月 日	年 月 日

貸与例

	例	可否	備考
1	海南市に住む申請者が、一時的に市外に住所を有する利用者のために貸与する場合	○	他市に住む両親などを一時的に呼び寄せる場合や、短期間一緒に外出する場合など、利用者が他市在住でも貸与できるように変更。
2	介護保険の認定を受けていないか、もしくは認定申請中で、車イス貸与が必要な場合	○	
3	要支援1、2、要介護1の認定が出ているが、急に車イスが必要になり、手続きに時間がかかる場合、もしくは短期間のみの利用であり手続きを行えない場合	○	介護保険での利用を優先するが、介護認定を受けていても、急を要する場合には貸与が受けられるように変更。
4	要介護2以上の認定が出ているが、急に車イスが必要になり、手続きに時間がかかる場合（例えばケアマネジャーがまだついていない等）	○	介護保険での利用を優先するが、つなぎとして利用できるように変更。
5	65歳以下の方で怪我や病気により歩行が困難な場合	○	高齢者以外にも、広い世代を対象としている。
6	一度車イスを借り、短期間だけ返却し、また借りるという事を繰り返す場合	×	あくまでも、貸与は一時的に必要な場合に限るため、継続して利用が必要な場合には貸与を受けることができない。 その場合、他制度を検討する事とする。
7	1年間に複数回利用の必要がある場合（例えばゴールデンウィークとお盆など）または毎年同じ時期に貸与の必要がある場合（お正月など）	○	回数の上限は定めていないため貸与は可能だが、あくまでも一時的な利用に限るものとする。
8	特別な理由により、貸与期間を延長する場合	○	特別な理由により延長を希望される場合は、必ず事前に連絡いただき、延長が可能かどうか検討する事とする。
9	訓練、研修等で、学校や自治会、自主防災会等に貸与する場合	○	訓練、研修等による短期間の利用の場合には、介護用品借用申請書を省略し、借用書のみで貸与できる旨を明記する。
10	申請者が利用者と親類関係にない場合（例えば友人や担当民生委員が申請者である場合）	○	申請者と利用者の関係に関わらず、一時的に介護用品を必要としており要綱上該当する方であれば貸与できる事とする。ただし、利用者または申請者のどちらも賠償責任を負う事があり得る。